

## 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和5年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和5年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

### 第一 くろまぐろ（小型魚）

#### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

- 1 -

4,194.8トン

#### 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	47.6
青森県	369.2
岩手県	100.8
宮城県	80.2
秋田県	40.5
山形県	22.7

- 2 -

福島県	12.7
茨城県	28.4
千葉県	78.4
東京都	23.8
神奈川県	53.1
新潟県	83.7
富山県	124.4
石川県	93.8
福井県	34.3
静岡県	42.3
愛知県	0.1
三重県	47.5

- 3 -

京都府	33.0
大阪府	0.1
兵庫県	13.3
和歌山県	41.1
鳥取県	6.0
島根県	113.5
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	122.4
徳島県	20.7
香川県	0.1
愛媛県	13.2

- 4 -

高知県	92.8
福岡県	20.3
佐賀県	4.7
長崎県	872.1
熊本県	14.9
大分県	3.9
宮崎県	20.1
鹿児島県	23.7
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

- 5 -

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,320.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	47.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	27.5

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,776.8トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 6 -

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	363.6
青森県	557.3
岩手県	60.9
宮城県	26.3
秋田県	38.3
山形県	13.6
福島県	1.0
茨城県	6.9
千葉県	44.3
東京都	34.4
神奈川県	12.4

- 7 -

新潟県	110.1
富山県	16.8
石川県	46.8
福井県	21.2
静岡県	24.8
愛知県	1.0
三重県	33.3
京都府	28.4
大阪府	1.0
兵庫県	11.5
和歌山県	29.2
鳥取県	7.1

- 8 -

島根県	29.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	30.0
徳島県	10.2
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	20.0
福岡県	8.7
佐賀県	7.3
長崎県	194.4
熊本県	7.2

- 9 -

大分県	7.8
宮崎県	19.0
鹿児島県	11.1
沖縄県	161.9

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,011.9

- 10 -

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,866.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	22.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	9.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	759.2